

理 由

ダイオキシン類を含む廃棄物を適正に処理するため、廃酸又は廃アルカリであってダイオキシン類を含むもの等を特別管理産業廃棄物に加えるとともに、ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置に際し許可が必要な産業廃棄物処理施設に加える等の必要があるからである。